

生総第622号
会第633号
平成28年11月2日

各所属長 殿

岐阜県警察本部長

ストーカー事案の加害者に関する精神科医等との連携について（通達）

ストーカー事案の加害者（以下「ストーカー加害者」という。）の中には、精神障害やその疑いがあるが警察に検挙、警告等されてもつきまとい等の行為を繰り返す者、自発的にカウンセリングや治療等を求める者等がいる。

こうした現状を踏まえ、ストーカー加害者に更なる加害行為を思いとどまらせ、同様の被害の拡大を防止するには、精神医学的な治療等につなげることが有効であるところ、精神科医、臨床心理士等（以下「精神科医等」という。）との連携について、下記のとおり必要な事項を定めたので、誤りのないようにされたい。

記

1 目的

つきまとい等の行為を繰り返すストーカー加害者に対しては、その内面に働き掛け、被害者に対する執着心や支配意識を取り除くことを目的として、精神医学的な治療やカウンセリング等（以下「精神医学的治療等」という。）を実施することが効果的な対策となる可能性がある。

そこで、警察が精神科医等と連携し、ストーカー加害者を精神医学的治療等につなげることにより、再犯の防止及び被害者の安全確保を図ることを目的とする。

2 対象者

精神医学的治療等の対象者（以下「対象者」という。）は、ストーカー加害者のうち、本人やその家族等から精神医学的治療等に係る要請を受けた場合や、警察が精神医学的・心理学的アプローチの必要性を認めた場合において、当該加害者に係る情報を警察から精神科医等に提供した上で、精神科医等から助言を得ることについて同意し、精神医学的治療等を受ける意思のある者とする。

3 精神科医等

精神科医等は、「岐阜県警察人身安全関連事案対策室等の設置及び運用に関する要綱」（平成26年3月12日付け生総第168号ほか）に定める岐阜県警察人身安全関連事案対策室（以下「対策室」という。）において選定するものとする。

4 概要

(1) 警察が精神科医等に対象者の状況等を説明することにより、専門的見地からの助言を得るもので、助言の内容には、対象者に係る精神医学的・心理学的アプローチの必要性、警察の対応上の留意事項等も含まれる。この場合において、精神科医等が対象者に対し、精神医学的治療等に関する説明を直接行うこととしても差し支えない。

(2) (1)により、対象者が当該精神科医等で受診等するに至った後も、警察は、対象者が再度つきまとい等の行為を行うことがないように、警察の対応上の留意事項等について、当該精神科医等から助言を受けることができる。

なお、助言は、警察が精神科医等から直接得るもののほか、対象者、その家族等、精神科医等と共にを行う会議において得るものも含む。

5 連携要領

(1) 対象者への説明

対象者に対し、リーフレット等を活用して精神医学的治療等の趣旨や必要性等について十分に説明する。

(2) 同意書等の受領

(1)の結果、精神医学的治療等を希望した対象者に対し、同人の個人情報や同人に係るストーカー事案の概要等を、警察から精神科医等に提供する旨を説明し、その同意を得た上で、同意書（別記様式1）及び調査票（別記様式2）（以下「同意書等」という。）の提出を受ける。

(3) 精神医学的治療等の要否の決定

(2)の同意書等を受領したときは、その写しを対策室へ送付するとともに、事案の概要、対象者への説明状況、家族の状況等を報告する。

報告を受けた対策室は、加害者アプローチ承認簿（別記様式3）を作成し、精神医学的治療等の必要性を検討した上で、その要否を決定する。

(4) 精神科医等との協議等

対策室は、(3)により精神医学的治療等の必要性を認めるときは、精神科医等と情報を共有し、受診の可否、受診可能な場合の日程、手続等について協議する。

その結果、精神科医等から、対象者に対する精神医学的治療等が必要である旨の助言があったときは、対策室は、(2)の手続をとった警察署（以下「担当署」という。）と連携し、対象者に対して受診手続等について説明し、同治療等につなげる。

(5) 精神科医等からの助言

対策室及び担当署は、対象者に対する精神医学的治療等に関し、精神科医等との連携を密にし、当該精神科医等から診察結果を踏まえた助言等があったときは、対策室担当者が加害者アプローチ結果報告書（別記様式4）により、対策室長に報告する。

6 謝金の支出

この取組に係る助言を得た精神科医等に対しては、謝金を支払うものとする。

7 留意事項

- (1) 対象者への説明等に当たっては、可能な限り、家族等の協力を要請するとともに、精神医学的治療等については、対象者が任意で受診するものであり、その費用は自己負担となることから、対象者に対する強制にわたるような言動は厳に慎むこと。
- (2) この取組に係る説明が逆効果となる場合も考えられることから、全てのストーカー加害者に5(1)の説明をする趣旨ではないことに留意し、事案の概要、ストーカー加害者の態度、性格等を総合的に検討した上で対象者を選定すること。
- (3) 精神医学的治療等は、精神科医等への定期的な通院が必要となることから、対象者に対し通院の可否を確認すること。
- (4) 被害者が同じ精神科医等で受診している場合もあるので、被害者と対象者が面接することのないよう特段の配慮をすること。
- (5) 精神科医等との連絡窓口は、対策室において一元化するので、担当署から直接精神科医等に連絡をしないこと。
- (6) 精神科医等に対する保護対策の必要性が生じたときは、対策室と当該精神科医等の所在地を管轄する警察署が連携して実施すること。
- (7) 対象者の個人情報、業務上必要のない者に漏えいすることのないよう秘密の保持を徹底すること。

【別記様式省略】